

第 7 期広島市障害福祉計画・第 3 期広島市障害児福祉計画の素案について

1 計画策定の趣旨

障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「計画」という。）は、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、国の基本指針を踏まえ策定する 3 年間の計画です。

2 次期計画の期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

3 次期計画の策定に向けた取組状況

広島市障害者施策推進協議会において、新たな計画の目標及び障害福祉サービス量等の見込みについて 2 回（9 月 29 日、11 月 27 日）審議を行った上で、素案（別添「資料」参照）の取りまとめを行いました。

4 次期計画の内容

(1) 目標の設定（目標年度は令和 8 年度）

国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標（目標は 3 か年）

区 分	現行目標	令和 3～4 年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	23 人	6 人	9 人 (1.0%※)	全国の平均的な動向を踏まえて設定された国の基本指針は、施設入所者の地域生活への移行を目標に掲げた平成 18 年度以降、既に 216 人が地域移行を完了しており、残された入所者の重度化・高齢化が著しく進展している本市の実態にはそぐわない。そのため、令和 3～5 年度の地域移行実績（見込み）9 人を目標として設定する。	令和 4 年度末入所者数の 6%以上
イ 施設入所者の削減数	設定しない	—	設定しない	多くの入所待機者を含め、地域生活が困難な重度の障害者は、施設において適切な支援を行う必要があることから、現行計画に引き続き、一律の削減目標は設定しない。	令和 4 年度末入所者数の 5%以上

※令和 4 年度末の施設入所者数に対する比率：1.0%

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標（目標は単年度）

区 分	現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
ア 精神病床における1年以上長期入院患者数					
(ア) 65歳以上の 長期入院患者数	816人	993人	897人	これまでの実績を踏まえ、広島県 が国の基本指針に基づき推計し た患者数を目標として設定する。	令和8年度 末の精神病 床における 65歳以上及 び65歳未満 の1年以上 長期入院患 者数を、目 標として設 定
(イ) 65歳未満の 長期入院患者数	535人	530人	572人		
イ 精神病床における早期退院率					
(ア) 入院後3か月 時点の退院率	69%	64%	68.9%	これまでの実績を踏まえ、国の 基本指針どおり設定する。 〔直近5年間（H30～R4）の退院 率の平均 （ア）66.2%、（イ）85.8%、（ウ）92.0%〕	68.9%以上
(イ) 入院後6か月 時点の退院率	86%	87%	84.5%		84.5%以上
(ウ) 入院後1年 時点の退院率	92%	93%	91.0%		91.0%以上

③ 地域生活支援の充実に関する目標（目標は3か年）

区 分	現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
ア 地域生活支援拠点等 の整備箇所数	8か所	6か所	8か所	令和4年度末までに6か所整備 しており、令和5年度中に全区（8 か所）に整備予定である。	市内又は圏 域に1か所 以上確保
イ コーディネーター の配置人数 ㊦	—	—	8人	上記アに合わせ、8人（各区1人 ずつ）を配置する。	拠点機能の 充実のため のコーディ ネーターの 配置
ウ 障害福祉サービス 事業所等の担当者の配置 ㊦	—	—	配 置	国の基本指針どおり地域生活支 援拠点等の機能の充実を担う障 害福祉サービス事業所等の担当 者を配置する。	拠点機能の 充実のため の担当者の 配置
エ 運用状況の検証・検討	実施	年1回実施	実 施	国の基本指針どおり障害者自立 支援協議会において、年1回実施 する。	年1回以上 実施
オ 強度行動障害を有する 障害者の支援体制の構築 ㊦	—	—	構 築	国の基本指針どおり強度行動障 害を有する者やその家族のニー ズの把握並びに関係部局と連携 した地域での支援体制の検討及 び構築を行う。	地域の関係 機関が連携 した支援体 制の構築

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標（目標は単年度）

区 分	現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
ア 福祉施設の利用 者のうち、就労 移行支援事業等 を通じて、年間に 一般就労に移行 する者の数	314人	258人	297人	国の基本指針どおり令和3年度 実績232人の1.28倍に設定する。	令和3年度 実績の1.28 倍以上
(ア) 就労移行 支援事業利用 者からの 一般就労移 行者数	189人	174人	196人	国の基本指針どおり令和3年度 実績149人の1.31倍に設定する。	令和3年度 実績の1.31 倍以上

区 分		現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
(イ) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数 新		—	—	16か所	国の基本指針どおり令和8年度末の就労移行支援事業所（31か所見込）のうち、5割にあたる16か所を目標として設定する。	一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上
(ウ) 就労継続支援A型事業利用者からの一般就労移行者数		32人	19人	28人	国の基本指針どおり令和3年度実績21人の1.29倍に設定する。	令和3年度実績の1.29倍以上
(エ) 就労継続支援B型事業利用者からの一般就労移行者数		45人	28人	39人	国の基本指針どおり令和3年度実績30人の1.28倍に設定する。	令和3年度実績の1.28倍以上
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率						
(ア) 就労定着支援事業の利用者数		220人	216人	259人	国の基本指針どおり令和3年度実績183人の1.41倍に設定する。	令和3年度実績の1.41倍以上
(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上		14か所	14か所	22か所	既に令和3年度の就労定着率7割以上の事業所の割合が全体の8割5分となっていることから、令和8年度末の就労定着支援事業所（26か所見込）のうち、8割5分にあたる22か所を目標として設定する。	就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上
⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標（目標は3か年）						
区 分		現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実						
(ア) 児童発達支援センターの設置数		7か所	8か所	8か所	国の基本指針を上回って既に8か所設置しており、現状の設置数で設定する。	少なくとも市内に1か所以上設置
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築		構築	構築	構築	支援を行うこども療育センター3か所に加え、民間の事業所も10か所指定しており、既に体制が構築できている。	保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保						
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数		20か所	19か所	24か所	今後も利用者の増加が見込まれることから、令和2～4年度の開設数5か所を新たな開設数と見込んで目標を設定する。	少なくとも市内に1か所以上を確保
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数		21か所	20か所	25か所		
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置						
(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置		設置	設置	設置	国の基本指針どおり重症心身障害児者地域生活支援協議会を設置し、協議している。	協議の場の設置
(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置		配置	配置	配置	国の基本指針どおり医療的ケア児者コーディネーターを3人配置している。	コーディネーターの配置
エ 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 新		—	—	設置	国の基本指針どおり障害児入所施設に入所している児童が、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、関係機関が連携・協力して調整等を行う場として、障害児入所施設からの移行調整会議を広島県が圏域で設置している。	協議の場の設置

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標（目標は3か年）

区 分	現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
ア 基幹相談支援センターの設置 新	—	—	設 置	国の基本指針に基づき、既に全区(8 か所)に障害者基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援を実施している。	基幹相談支援センターの設置
イ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う協議会の体制を確保 新	—	—	確 保	国の基本指針どおり障害者自立支援協議会を設置し、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施している。	協議会における検討体制の確保

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標（目標は3か年）

区 分	現行目標	令和4年度 実 績	次期目標	設定の考え方	国の基本指針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	構築	構築	構 築	国の基本指針どおり障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果等の共有ができており、体制を構築している。	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築

(2) 障害福祉サービス等の量の見込み

国の基本指針においてサービスの種類ごとに定められている見込み方を踏まえるとともに、これまでの実績（伸び等）から今後3年間の利用者数等を見込みます。これに平均利用量の実績を乗じて今後3年間のサービス量を見込みます。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 次期計画素案に対する障害者団体等からの意見聴取
 ～令和6年1月 素案に対する市民意見募集
 令和6年3月 第5回障害者施策推進協議会（次期計画案について）
 次期計画の策定